

令和8年度

葛飾区知的所有権取得費補助事業のご案内

この制度は、区内中小企業が特許権等を取得するため、出願のために要する経費の一部を補助するものです。

申請期間

令和8年4月1日から令和9年3月26日まで(必着)

補助額

補助対象経費の**2分の1**、上限額**10万円**(千円未満は切り捨て)

※複数の出願をまとめて申請できますが、補助上限額10万円を超える分については対象外となります。

申請資格

- 1 中小企業基本法第2条に規定する中小企業で、区内に主たる事業所を有すること。
- 2 区内で引き続き1年以上事業を営んでいること。
- 3 前年度の法人住民税、個人事業主の場合は葛飾の特別区民税(区外在住の場合は葛飾区の特別区民税及び居住地の区市町村民税)を滞納していないこと。
- 4 葛飾区暴力団排除条例(平成24年葛飾区条例第19号)第2条第1号に規定する暴力団であるもの又は代表者、役員若しくは使用人その他の従業員若しくは構成員が同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団関係者でないものであること。

対象事業

1 特許権 2 実用新案権 3 意匠権 4 商標権

※いずれも国内認証に限る。

対象経費

出願に要する対象経費は、次のとおりとします。詳しくは、お問い合わせください。

- 1 出願のため、弁理士に支払う手数料
- 2 出願料及び出願審査請求に要する経費

※交通費、消費税、地方消費税分は対象外となります。

補助の制限

次の場合は、本補助金を受けることができません。

- 1 同一年度に本補助金の交付を受けた場合
- 2 補助対象事業者が取得する特許権等について、国又は他の地方公共団体等から同一趣旨の補助金の交付を受けた場合
- 3 本申請により補助を受けようとする特許権等の対象が、「葛飾区新製品・新技術開発費補助金」の補助対象事業として認定された場合
- 4 過去に本補助金の交付を受けて出願した特許権等を分割出願等する場合に要する経費
- 5 特許権等の権利維持または更新・延長に要する経費

※本補助金の補助対象事業として認定された場合、その事業は同一年度に「葛飾区新製品・新技術開発費補助金」の交付を受けることができません。

申請方法・書類

出願申請後 1 か月以内に必要な書類を揃えて申請してください。

※**訂正箇所がある場合、原則差し替えでの対応となります。**

- 1 葛飾区知的所有権取得費補助金交付申請書（第1号様式）
- 2 企業概要（第2号様式）
- 3 個人事業主の場合は、開業届の写しまたは直近の確定申告書（第一表、第二表）の控えの写し2年分
- 4 法人……………前年度の法人住民税納税証明書
個人事業主…特別区民税納税（非課税）証明書（区外在住の場合は、特別区民税納税（非課税）証明書及び居住地の区市町村民税納税（非課税）証明書）※領収書は不可
- 5 ①出願書類の写し（出願の際に提出した書類一式）
②出願を受理したことが確認できる書類（受領書など）
- 6 ①出願に要した、弁理士、出願料及び出願審査請求に要する経費がわかる請求書
②領収書の写しまたは支払金額を確認できる書類

補助金の交付

申請書提出後、交付決定通知書に基づき交付いたします。

※**3月に出願予定の場合には、事前にご連絡ください。**

＼ 申請はテクノプラザかつしか2階の商工振興課への持参か、郵送でご提出ください ／

申請・お問合せ先

葛飾区 商工振興課 工業振興係

〒125-0062 葛飾区青戸 7-2-1 テクノプラザかつしか内

電話 **03-3838-5587**

FAX **03-3838-5551**

申請書類は葛飾区ホームページでダウンロード、または商工振興課で配布しております。



区ホームページ

Q ▼ 葛飾区知的所有権取得費補助

検索